

判決年月日	平成 2 5 年 7 月 2 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10207号		
発明の名称を「光学活性ピペリジン誘導体の酸付加塩及びその製法」とする特許第 4 7 0 4 3 6 2 号の無効審判請求不成立審決について、新規性及び進歩性のいずれも認められるとした審決の判断を維持した事案。			

（関連条文）特許法29条1項3号，同条2項

- 1 本件特許の優先日における技術常識を参酌すれば，ある化学物質の発明について光学異性体の間で生物に対する作用が異なることを見出したことを根拠として特許出願がされた場合，ラセミ体自体は公知であるとしても，それを構成する光学異性体の間で生物に対する作用が異なることを開示した点に新規性を認めるのが相当である。
- 2 本件特許発明1の進歩性に係る審決の判断は，絶対配置が(S)体である本件化合物は，本願出願時の技術常識を考慮しても，当業者が容易に製造すること（光学分割すること）ができなかったものであるとした点は誤りであるけれども，本件特許発明1の絶対配置が(S)体である本件化合物は，審決が認定した甲1発明における本件化合物と比較して当業者が予測することのできない顕著な薬理効果を有するものであると認定判断した点に誤りはなく，結局のところ，本件特許発明は甲1発明に対して進歩性を有するものとした審決の判断は，結論において誤りはない。